

## 大津市会計年度任用職員募集要項

### 【職種：食品衛生監視員 衛生課】

令和8年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1 募集人数 1人

2 募集職種 食品衛生監視員 衛生課

#### 3 業務内容

衛生課で行う食品衛生関係業務に伴う事務

- (1) 許可・届出受付業務、台帳整理、許可検査業務、施設管理業務
- (2) 一般事務処理業務、物品発注処理業務、予算に関する事務処理業務等
- (3) 電話・窓口対応業務
- (4) 公用車を運転し施設を訪問していただく場合あり

業務内容の変更の可能性：なし

#### 4 募集対象

- (1) 食品衛生監視員任用資格者（※1）（薬剤師、獣医師等）
- (2) パソコン（ワード・エクセル）の操作が行えること
- (3) 窓口や電話等における接遇対応業務に従事可能であること
- (4) 運転免許取得後1年経過していること（AT限定可）

（※1）食品衛生監視員の資格について

食品衛生法施行令（昭和28年8月31日政令第229号）

（食品衛生監視員の資格）

第九条 食品衛生監視員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者
- 二 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 四 栄養士で二年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有するもの

◎地方公務員法第16条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 5 応募受付期間

令和8年6月3日（水）から令和8年6月17日（水）まで

## 6 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。

選考当日に下記の書類を持参してください。

①ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）

②写真を貼付した履歴書

③食品衛生監視員任用資格を証明する資格免許の写し

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時

【連絡先】大津市健康福祉部保健所衛生課 「会計年度任用職員採用担当者」まで

電話番号：077-522-7372

## 7 選考日時及び選考会場

令和8年6月18日（木） 13時30分～ 大津市保健所 健康危機管理対策室1

（大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津1階）

## 8 選考方法

面接試験

※上記6に記載の選考当日の持ち物をお持ちください。

## 9 結果の発表

受験者本人宛に、選考日より7日以内に合否通知を文書で発送します。

## 10 勤務条件

任用期間	令和8年7月1日から令和9年3月31日まで ※翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。 採用後1ヶ月（勤務日数が15日に満たない場合は15日まで延長）を条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
勤務地	大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津2階 大津市保健所 衛生課
勤務日	週4日（月曜日～金曜日のうち4日）
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
休暇	年次有給休暇 任用期間に応じて付与 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	週24時間勤務（1日6時間×週4日）9時～16時 休憩60分
基本給	日額 9,547円～10,276円 ※資格取得後の業務経験に応じて決定します。採用決定後に前歴の証明書の提出が必要です。

諸手当	通勤手当相当（片道 2km 以上の場合、上限月額 75,000 円）、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週 40 時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）
その他	給与等支給日：翌月 20 日 勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。 ・ 36 協定における特別条項：あり 「特別な事情」にあたる場合：[臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合] 健康危機に係る事態（医薬品、食中毒、感染症、飲料水、その他何らかの原因により生じる市民の生命、健康を脅かす事態等）が発生し、それに対する健康被害の発生予防、拡大防止等に関する業務が特に集中し、一人当たりの業務が増加し、当日中に処理をしなければならない場合。